

意見等に対する実施機関の考え方

意見等	市の考え方
全体的な印象 社会福祉法で、「市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努める」とありますが、関係団体のヒアリング、パブリックコメント等市民の意見を聞こうという姿勢には好感です。旧来の行政への悪いイメージの転換になります。しかし、美辞麗句の感は否めません。文章にすると、こうになってしまうのはわかりますが、「連携」「強化」「充実」等の表現は民間企業では禁句です。 また、PDCAのC(チェック)の時、客観的評価が可能な数値目標設定が望まれます。しかし、数値設定が難しい時は、指標をつくり進捗度評価が可能な目標を設定します。	ご意見につきましては、下記のとおり既に計画(案)に盛り込んでいるものと考えます。 2ページの地域福祉の基本的な考え方(2)地域福祉の視点で、「地域福祉を推進するためには、市民、地域福祉団体、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を果たし、お互いが力を合わせる関係づくりが必要となります。」とありますとおり、本計画では、市民や地域福祉活動団体等に社会福祉活動への参加を呼びかけるため、それぞれの取り組みの内容には「～しましょう」「連携」「強化」「充実」等の表現を使用しています。 また、地域福祉計画は、福祉に関連する多様な個別計画を地域福祉の観点から横断的にとらえた計画です。ご指摘の数値目標設定は個別計画の中で掲げていくものと考えます。 なお、7ページ「(5) 計画の進捗管理」に記載しておりますが、市関係各課や社会福祉協議会において、関連する施策の進捗状況を取りまとめると同時に、毎年、各地域で地域福祉懇談会を開催し、市民から地域の現状や意見を集約し、計画の進捗管理を行うとともに、豊川市地域福祉計画推進委員会へそれぞれの現状を報告したうえで、市民からの視点、専門的な視点から進捗状況を総合的に評価していただき、計画の推進につなげていきます。
42～43ページ 第4章 施策の展開 基本目標2 基本方針2-4 地域活動者の役割分担と連携強化について 地域活動者間の連携は必要ですが、喫緊の課題は、関係団体各々の目的、機能、市の全体組織での位置付け、活動者のモチベーションなど、足元の課題のクリアが先だと思います。活動者への研修による意識付け、必要な知識の習得が大事です。	ご意見を踏まえ、計画(案)を下記のとおり2点変更します。 45ページ「基本目標3 基本方針3-1 相談支援機能の充実 施策① 身近な総合相談機能の充実」の社会福祉協議会の今後の取り組み内容「地域福祉活動者との連携を強化します。」を「地域福祉活動者との連携強化、及び必要な知識の取得のための研修について内容の充実を図ります。」と変更します。 46ページ「施策② 行政等の専門相談支援の充実」の行政の今後の取り組み内容「社会福祉協議会や地域における相談窓口となる民生委員児童委員等との連携を緊密に行います。」を「社会福祉協議会や地域における相談窓口となる民生委員児童委員等との連携を緊密に行うとともに、必要な知識の取得について支援します。」と変更します。 また、43ページの地域団体、ボランティア・市民活動団体等の取り組み内容で、「民生委員児童委員、福祉委員やボランティアをはじめとする地域福祉活動者を対象とした研修に参加し、それぞれの役割を理解し連携しましょう。」とありますとおり、個々の資質向上を図っていきます。

意見等	市の考え方
44～45ページ 第4章 施策の展開 基本目標3 基本方針3-1 相談支援機能の充実について 個人情報や他人に話したくない？本当に親身になって聞いてくれるかしら？何処に相談したらいいかわからない？が本当のところでしょう。相談支援が必要な方に、「相談があったら来てください。」のスタンスでは敷居が高いです。知って欲しい潜在的な要支援者への周知が今一つと感じます。パンフレット中心の周知方法には限界がありますので、もっと「口コミ」力を信じ、諸団体メンバーへの口コミ運動への展開が望まれます。 「困った人を発見したら」受動態→「困った人を探す」能動態のアプローチが肝要です。これは行政や社会福祉協議会ではなかなか難しいところです。	ご意見につきましては、下記のとおり既に計画（案）に盛り込んでいるものと考えます。 45ページ「施策① 身近な総合相談機能の充実」の市民の取り組み内容で、「不安や悩みを抱え込んでいる人を日頃から気にかけてみましょう。」としており、近隣住民による日頃からの見守りや声かけを呼びかけるとともに、49ページ「施策① 福祉サービス等のわかりやすい情報提供」の市民の取り組みでは、「口コミの効果を意識し、正しい情報を身近な人に広げましょう。」とありますとおり、近隣住民の「口コミ」力に期待しています。 また、63ページの「本計画の重点ポイント」では、「行政機関等で把握が困難な方については、地域の民生委員児童委員や福祉委員などの協力、または近隣住民等による見守り活動と連携して情報を集め、適切な支援に繋げることが必要です。」としており、相談支援体制の強化を進めていきます。
52～53ページ 第4章 施策の展開 基本目標3 基本方針3-4 権利擁護の推進について 認知症支援の一つに、①任意後見人②日常生活自立支援③後見人（市民後見人）制度がありますが、現状の利用者の十数倍は潜在ニーズがあると推察します。喫緊の課題は、制度の周知とその対応体制です。	ご意見を踏まえ、計画（案）を下記のとおり変更します。 制度全般にわたる体制づくりが今後も必要と考え、53ページの行政での取り組み内容にあります「成年後見制度の利用にかかる要望に対応するため、市民後見人の育成について、成年後見支援センターをはじめ関係機関と協議し、その活用を図ります。」の記述を、「成年後見制度の利用にかかる要望に対応するため、市民後見人の育成について、成年後見支援センターをはじめ関係機関と協議しその活用を図るなど、体制整備に努めます。」と変更いたします。 また、認知症等により権利擁護に関する相談や支援を必要とする人、また、その人を支援者する側の家族や地域福祉活動者への制度の周知については、53ページの市民の取り組み内容で、「成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度に関する理解を深めるよう心がけましょう。」、地域団体、ボランティア・市民活動団体等の取り組みでは、「成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度に関する理解を深める学習の機会をつくり、制度の普及啓発に協力しましょう。」、社会福祉協議会での取り組みでは、「成年後見支援センターにおいて、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、支援を必要とする人の早期発見と利用相談を行います。」としており、制度の周知や啓発に努めることとしています。

意見等	市の考え方
61～62ページ 第4章 施策の展開 重点ポイント (1)地域活動者への支援及び新たな担い手の発掘 (2)地域における総合相談支援体制の強化 新たな担い手の発掘も大事ですが、既存資源の有効活用・レベルアップで高い効果を期待できます。ネットワーク、連携、情報把握は大切です。コミュニティソーシャルワーカーが民生委員児童委員等地域福祉活動者と個人的レベルまで深い信頼関係をつくることからです。	ご意見につきましては、下記のとおり既に計画（案）に盛り込んでいるものと考えます。 43ページの「地域活動者間の交流と連携強化」、45ページの「身近な総合相談機能の充実」、49ページの「福祉サービス等のわかりやすい情報提供」の社会福祉協議会の取り組み内容で、コミュニティソーシャルワーカーによる活動者の連携支援、総合的な相談に対応できる窓口の充実等について記載しており、地域の活動者の方々とのネットワークや連携を強化した体制づくりを進めます。重点ポイントでは、これらの取り組みを横断的に捉え、記載しています。